

スポーツ・インテグリティ推進補助事業補助金交付要綱

令和3年4月26日制定

(趣旨)

第1条 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、新潟県のスポーツ文化の発展を促すため、スポーツ・インテグリティの確保を推進し、クリーンでフェア、安全で安心なスポーツ環境を整えることを支援するため予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する補助対象者は対象外とする。

- (1) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (2) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業（以下、「補助事業」という。）の補助対象経費は、別表2のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は交付の対象としない。

- (1) 別に定める申請受付期間より前に契約又は発注されたもの
- (2) 同一の経費について、行政機関から補助金等の交付を受けているもの
- (3) 販売目的の物品等又はその原材料の購入費
- (4) この補助金の目的に照らして、交付対象とすることが適当でないと認められるもの

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「団体」という。）は、交付申請書（別記様式第1号）に同様式で定める書類を添付して、別に定める期日までに本会に提出しなければならない。

(交付)

第5条 本会は、第4条の規定により提出された交付申請書を審査の上、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第2号）により補助事業を実施する団体等（以下「補助事業者」という。）に通知する。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費を変更（事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）する場合には、本会の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、本会の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに本会に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を10年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る経費は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。

(事業変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、第6条第1号の規定により本会の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書(別記様式第3号)に同様式で定める書類を添付して、本会に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、第6条第2号の規定により本会の承認を受けようとする場合には、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を事業の中止、又は廃止しようとする日の15日前までに本会に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受理した日から起算して15日以内に申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 本会は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第5条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の支払いを完了しているときは、その者に対して、当該取消しに係る補助金の額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める期日までに、実績報告書兼請求書(別記様式第5号)に同様式で定める書類を添付して、本会に提出しなければならない。ただし、本会が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(額の確定)

第12条 本会は、前条の規定により提出された実績報告書兼請求書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月26日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象事業、補助対象者、補助率及び補助限度額

補助対象事業		
スポーツ・インテグリティの確保を推進し、クリーンでフェア、安全で安心なスポーツ環境を整えることを目的として開催する事業（研修会・講習会・セミナー等）		
補助対象者	補助率	補助限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体 （競技団体、学校体育団体、市町村スポーツ・体育協会） ・市町村スポーツ少年団 ・新潟県総合型地域スポーツクラブ （「新潟県総合型地域スポーツクラブの指針」平成 27 年 4 月 16 日 新潟県策定に基づく団体） 	10/10	50 千円 (千円未満切捨)

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象経費

科 目	対象経費の説明	対象外経費等の説明
謝金	・講師、事例発表者（以下「講師等」という。）の謝金	・手土産等は対象外
旅費	・講師等の旅費（宿泊費、交通費）実費	
借損料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・PC、プロジェクター等のレンタル料 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品 ・コピー代（配布資料等） ・看板作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品は対象外 ・食糧費（弁当代等）は対象外
印刷製本費	・研修会資料等で業者に発注したもの	
新型コロナウイルス感染症対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液、飛沫防止パネル等 ・総額で 1 万円以内（税込）とする 	

※補助事業者の内部規則（規程等）により適正に執行すること。

※上記以外で本会が特に必要と認めた経費については、対象経費とする場合がある。